証券コード　6709
2019 年 6 月 4 日

株 主 各 位

群馬県伊勢崎市長沼町2223番地
明 星 電 気 株 式 会 社
代表取締役社長　高　田　成　人

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2019年6月18日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2019年6月19日（水曜日）午前10時
（受付開始　午前9時）

2. **場　　所**　東京都江東区豊洲三丁目1番1号
豊洲ＩＨＩビル低層棟3階研修室

3. **目 的 事 項**

報 告 事 項
1. 第 106 期（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第 106 期（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役7名選任の件

第３号議案　監査役1名選任の件

4. 書面またはインターネット等による議決権行使の要領

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月18日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記(37頁から38頁に記載）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご高覧の上、2019年6月18日(火曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

---

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名さまに限られます。）。
3. 法令および当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.meisei.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
   ①連結計算書類の連結注記表
   ②計算書類の個別注記表
   したがって、本株主総会招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
4. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.meisei.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事 業 報 告

（2018年4月 1日から
2019年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度(2018年4月１日～2019年3月31日)におけるわが国経済は、豪雨や震災などの自然災害の影響により一部消費の停滞が見られたものの、良好な企業収益のもと設備投資の増加に加えて、雇用・所得環境の改善によって個人消費も持ち直しの動きが見られ、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外においては米中の貿易摩擦や英国のＥＵ離脱問題など、政治的な不確実性や世界経済の減速懸念から為替・株式への不安も拡大しており、先行きについては不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社は2016年5月に作成した「２０１６中期事業計画」の最終年度として、当初の基本方針を踏まえながら、受注確保に向けた競争力強化と収益改善に向けた体質強化を過年度の振り返りに基づく注力施策として全社一丸で取り組んできました。具体的には、受注確保に向けては、「大型更新需要の確実な取り込み」、「優位性のある未開拓市場への拡販」、「宇宙分野の信頼向上と受注回復」に積極的に取り組んでおります。また、収益改善に向けては、「プロジェクト遂行能力の強化」により損失を抑制し、「リソース活用の効率化の徹底」で生産性の向上や費用効率の最大化を進めてきました。

その結果、当連結会計年度の売上高は前期比126百万円（1.9％）増加し、6,653百万円となりました。

営業利益は、前期に比べ267百万円改善し291百万円となりました。同じく、経常利益は前期に比べ266百万円改善して286百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、上記利益に加えて、当期の業績や今後の業績見通しを踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について検討した結果、回収可能性が見込まれる部分について繰延税金資産を計上したこと等による、法人税等調整額（益）25百万円の増加などから前期に比べ、247百万円改善し256百万円となっております。

事業部門別状況は次のとおりです。

なお、当社は事業の内容を２つのセグメントに分けております。

当連結会計年度のセグメント別の売上高および営業利益は次のとおりです。

	売上高（百万円）			営業利益（百万円）		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減	前連結会計年度	当連結会計年度	増減
気象防災事業	4,217	4,846	628	41	228	187
宇宙防衛事業	2,309	1,806	△502	37	107	70
調整額(注)	－	－	－	△54	△44	9
合計	6,527	6,653	126	23	291	267

(注) 営業利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費、予算と実績の調整差額であります。

① 気象防災事業

■主要な事業内容

ラジオゾンデ、ＰＯＴＥＫＡ（超高密度気象観測システム）、緊急地震速報対応Ｑキャスト、地上気象観測装置、各種航空管制システム、水門遠隔監視制御システム、山地災害予知施設、火山観測装置、放流警報装置、水晶水位計、計測震度計、３ＤＬＲ（踏切障害物検出装置）等

気象防災事業については、受注高は更新需要の回復傾向の中、前期に比較して堅調に増加しております。売上高は、前期での海外向けラジオゾンデiMS－100や航空管制通信制御装置改修等大口案件の反動を受けて高層気象分野や航空管制分野で減少しているものの、地上気象分野での高速道路用気象観測設備や防災分野での新幹線向け地震観測設備、水管理分野でのダム放流警報装置等が増加しており、合計で628百万円増加して4,846百万円となりました。売上高全体に占める割合は73％となっております。営業利益は、売上高の増加に加えて一部費用削減による採算改善効果などで187百万円改善し、228百万円となっております。

② 宇宙防衛事業

■主要な事業内容

宇宙環境・地球環境計測機器、ロケット・衛星に搭載する監視カメラ、宇宙ステーション搭載機器、宇宙技術の地上転用機器、飛翔体搭載用テレメータ、ロケット制御機器、宇宙環境での熱真空、振動、放射線試験等の受託等

宇宙防衛事業については、受注高は消費税率引き上げに伴う経過措置の適用の影響で前期を大きく上回っております。しかしながら売上高は、ＭＭＸ（火星衛星探査計画）やＪＵＩＣＥ（木星氷衛星探査計画ガニメデ周回衛星）関係、ＳＬＩＭ（小型月着陸実証機）航法・分光カメラ等の衛星搭載機器のユーザーの計画見直しなどにより翌期以降への期ズレが多く発生しており、全体では502百万円減少の1,806百万円となりました。売上高全体に占める割合は27％となっています。営業利益は、売上高減少の影響はあるものの、前期において原価悪化要因であった過去契約の長工期案件の製造・試験段階での技術課題の発現が収束したことから、前期に比べて70百万円改善し、107百万円の営業利益となりました。

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、1億2千9百万円（前期2億5千8百万円）で前期比49.8％減少いたしました。また、対売上高比率は2.0％であります。

⑶ 資金調達の状況

当社は、資金調達の一環として金融機関数社と一定の借越枠を設定した当座借越契約を締結しております。また、ＩＨＩグループの連結経営強化のため、財務機能の一元化による資金の効率化を図ることを目的として、グループで導入しているキャッシュ・マネジメント・サービス（ＣＭＳ）に加盟しております。

⑷ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑸ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑹ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑺ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況の推移

区　　分	2015年度 (第103期)	2016年度 (第104期)	2017年度 (第105期)	2018年度 (第106期)
売　　上　　高	8,454百万円	7,458百万円	6,527百万円	6,653百万円
経常利益又は経常損失（△）	114百万円	△245百万円	19百万円	286百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	百万円 172	百万円 △394	百万円 9	百万円 256
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	円　銭 13.00	円　銭 △29.70	円　銭 0.73	円　銭 19.34
総　　資　　産	11,282百万円	10,621百万円	10,373百万円	10,360百万円
純　　資　　産	5,901百万円	5,366百万円	5,364百万円	5,621百万円
1株当たり純資産	円　銭 444.53	円　銭 404.24	円　銭 404.12	円　銭 423.58

（注）当社は、2018年10月１日付けで普通株式10株につき普通株式１株の割合で株式併合を行っております。このため、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、第103期（2016年3月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

(9) 対処すべき課題

前期は、期初計画からは売上・営業利益ともに未達となりましたが、受注確保施策の成果により受注目標を達成するとともに、収益改善施策の成果により原価改善や費用削減で営業利益を下支えることができました。

当期は、官公庁の大型更新需要が本格的に回復しつつある環境を踏まえ、より一層の受注確保施策と収益改善施策に注力することでさらなる増収増益を実現すべき年と認識しています。具体的には引き続き、官公庁の防災大規模更新の必注および優位性ある防災未開拓市場への拡販そして宇宙分野の受注回復と利益確保といった「受注確保に向けた競争力強化」を図り、また、プロジェクト遂行能力の強化やリソース活用の効率化徹底といった「収益改善に向けた体質強化」を図ることに注力してまいります。

昨年度で終了した「２０１６中期事業計画」は、売上高の面での官公庁における更新需要の低迷および利益の面での開発案件での採算悪化などから、いずれも目標未達に終わりました。しかしながらその一方でいくつかのリカバリー策を展開しその成果もでてきました。新規市場への挑戦で少しずつ売上成果が出つつあります。リスク審査の強化で利益率の回復傾向も堅持できています。また新製品開発も進み多数の新規顧客も獲得してきています。

この反省と成果を踏まえて中期の事業戦略を以下の視点で見直していくべきとの認識にたっています。

・既存市場の需要変動の精緻な予測と対応
・新規市場への優位性を生かした戦略的挑戦の継続
・受注リスク、技術リスクの事前評価と対策徹底の継続

こうした状況を踏まえ、中長期的において進む方向性と経営目標数値を定めた「２０１９中期事業計画」を新たに作成いたしました。以下に「２０１９中期事業計画」の概要を記載します。

「２０１９中期事業計画」

当社は、2019年度を初年度とする３か年の「２０１９中期事業計画」を策定いたしました。

同計画では、現在の当社を取り巻く経営環境、中長期において進む方向性および「２０１６中期事業計画」の成果と課題を踏まえ、以下３つの方針を定めました。また、具体的な数値目標として、2021年度に営業利益率7%、ＲＯＥ（株主資本利益率）7%の達成を目指します。この方針と目標に沿って各事業の重点戦略および具体的施策に展開したうえで、着実に実施してまいります。

方針１： 既存のお客様とライフサイクル視点で価値共創
【基盤強化】価値共創を通じて競争優位を強化する。

方針２： 経験ノウハウを生かした事業領域拡大
【事業変革】優位性を活かして隣接市場に事業拡大する。

方針３： ものづくりプロセスの飽くなき強化
【遂行力強化】遂行力を継続改善し、より一層スリムで筋肉質な体質にする。

ご参考 ２０１９中期事業計画の目標と方針

IHI GROUP

中期経営目標

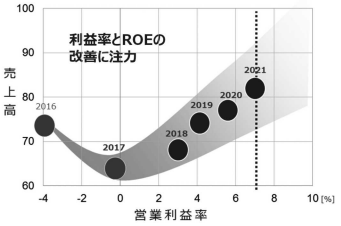

Copyright © 2019 MEISEI ELECTRIC CO.,LTD. All Rights Reserved.

MEISEI

2019中期事業計画の経営目標数値

IHI GROUP

利益確保優先アプローチで　営業利益率7%･ROE７%達成

	2018年度	2021年度
売上高(参考)	67億円	**84億円**
営業利益率	4.4%	**7.0%**
ROE	4.7%	**7.0%**

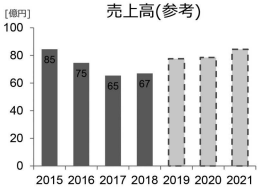

Copyright © 2019 MEISEI ELECTRIC CO.,LTD. All Rights Reserved.

MEISEI

IHI GROUP

中期経営方針

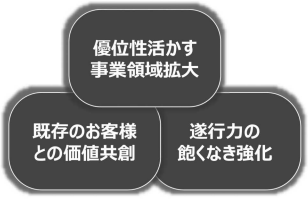

Copyright © 2019 MEISEI ELECTRIC CO.,LTD. All Rights Reserved.

MEISEI

方針１：既存のお客様とライフサイクル視点で価値共創

IHI GROUP

基盤強化

＜価値共創を通じて競争優位を強化＞

- **更新前にお客様とVE議論　⇒　お客様の投資効果の最大化**
- **運用不良の再発防止徹底　⇒　お客様の稼働率の最大化**
- **ライフサイクル支援提案　⇒　お客様の運用効率の最大化**

VE：Value Engineering

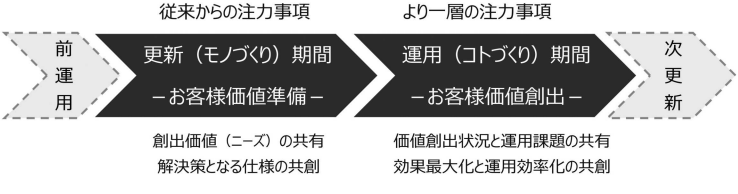

Copyright © 2019 MEISEI ELECTRIC CO.,LTD. All Rights Reserved.

MEISEI

方針２：経験ノウハウを生かした事業領域拡大

IHI GROUP

事業変革

＜優位性を活かして隣接市場に事業拡大＞

- 環境計測ノウハウを活用 ⇒ 防災対応・環境活用市場に拡大
- 日本防災ノウハウを活用 ⇒ 海外の類似課題国に拡大

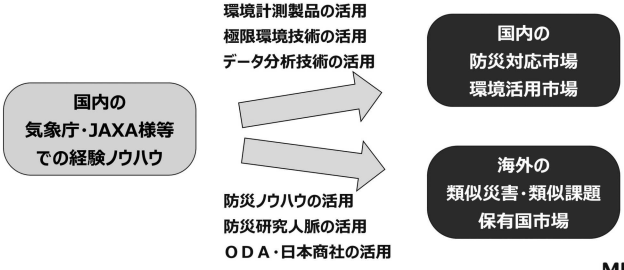

Copyright © 2019 MEISEI ELECTRIC CO.,LTD. All Rights Reserved.

MEISEI

方針３：ものづくりプロセスの飽くなき強化

IHI GROUP

遂行力強化

＜遂行力を継続改善し、より一層スリムで筋肉質な体質に＞

- 業務生産性　を継続強化 ⇒ 収益性　　を強化
- リスク対応力　を継続強化 ⇒ 安定性　　を強化
- 製品ｻｰﾋﾞｽ力　を継続強化 ⇒ お客様信頼　を強化

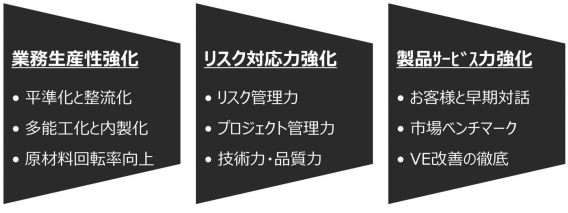

Copyright © 2019 MEISEI ELECTRIC CO.,LTD. All Rights Reserved.

MEISEI

気象防災事業の重点戦略

IHI GROUP

＜ビジョン＞ 防災・環境に課題を抱えるお客様への価値情報提供企業

基盤強化

＜既存事業強化戦略＞ 気象・地震観測のお得意様への安定供給と利益確保

市 場： 気象庁，防衛省， JR様向けの気象・地震観測

戦 略： お客様連携強化で優位確保，技術力・コスト力強化で利益確保

事業変革

＜事業領域拡大戦略１＞ 観測機器提供企業から防災・環境課題解決企業へ

市 場： 防災・環境関連官公庁（含む消防）， 屋外型事業者（含む交通）

戦 略： 防災課題を抱えるお客様により接近，課題解決力を強化し提案実施

＜事業領域拡大戦略２＞ 日本類似の防災課題を有する新興国への解決策提供

市 場： 気象災害・地震災害の多い新興国

戦 略： 気象計・地震計の国際規格対応，代理店整備とJICA・日本商社連携

Copyright © 2019 MEISEI ELECTRIC CO.,LTD. All Rights Reserved.

MEISEI

宇宙防衛領域の重点戦略

IHI GROUP

＜ビジョン＞ 宇宙を含む極限環境での計測・通信機器のトップメーカ

基盤強化

＜既存事業強化戦略＞ 宇宙研究開発市場でのミッション機器の安定供給

市 場 ： 国内の宇宙開発機関・大学

戦 略 ： 宇宙探査ミッションの早期提案と安定品質による信頼確保

事業変革

＜事業領域拡大戦略１＞ 成長する宇宙利用市場での差別化コンポーネント拡販

市場 ：海外，民間，ベンチャの宇宙開発企業

戦略 ：差別化コンポ（衛星バス、環境計測、画像取得・伝送）の強化とPR

＜事業領域拡大戦略２＞ 宇宙で培った耐環境・放射線計測技術の地上提供

市場 ：極限環境（超低温・高放射線など）を有する研究機関・企業

戦略 ：お客様課題に沿った提案力・解決力の強化と実践

Copyright © 2019 MEISEI ELECTRIC CO.,LTD. All Rights Reserved.

MEISEI

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (2019年3月31日現在)

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社への議決権比率	主要な事業内容
株式会社IHI	1,071億円	51.19%	産業機械、車両用過給機、物流システム、発電用ボイラ、各種プラント、航空機用エンジン、宇宙開発機器などのエンジニアリングおよび製造・販売

(注) 親会社である株式会社ＩＨＩとの取引条件を決定するにあたり、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定していることから、当社取締役会としては当該取引は当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
明星マネジメントサービス株式会社	20百万円	100%	サービス業務の請負、人材派遣

(11) 主要拠点等 (2019年3月31日現在)

〔本店・工場〕 群馬県伊勢崎市長沼町2223番地

〔東京事業所〕 東京都江東区豊洲三丁目1番1号

〔支店〕
- 北海道支店 北海道札幌市中央区
- 東北支店 宮城県仙台市青葉区
- 関東支店 東京都江東区
- 関西支店 大阪府大阪市北区
- 中四国支店 広島県広島市中区
- 九州支店 福岡県福岡市中央区

〔営業所〕 中部営業所 愛知県名古屋市中村区

〔出張所〕 沖縄出張所 沖縄県中頭郡西原町

(12) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

企業集団の従業員数

従業員数		前連結会計年度末比増減
男性	286名	14名減
女性	61名	3名減
合計	347名	17名減

(注) 顧問、非常勤嘱託、出向者、パートタイマーは上記に含んでおりません。

(13) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社 三菱UFJ銀行	200

2. 会社の株式に関する事項

当期末現在の株式の状況は次のとおりであります。

(1) 発行可能株式総数 23,556,000株

(2) 発行済株式の総数 13,279,633株(自己株式 7,001株を含む。)

(3) 当期末株主数

株主数 6,825名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	株式持株比率
株式会社IHI	6,772,000株	51.02%
日本電気株式会社	263,477	1.98
荒井忍	221,800	1.67
MSIP CLIENT SECURITIES	200,868	1.51
KKエステート株式会社	79,000	0.59
BANK JULIUS BAER HK FAO KOICHIRO YAMADA	71,000	0.53
有限会社荒井経済研究所	70,000	0.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	68,900	0.51
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	66,900	0.50
光陽ホールディングス株式会社	66,500	0.50

(注) 株式持株比率は、自己株式(7,001株)を控除して計算しております。
株式持株比率は、小数点第3位以下を切捨てして記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

2018年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株にしております。

また同日付で、普通株式10株を普通株式1株にする株式併合を行っております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

氏名	会社における地位および担当	重要な兼職の状況
高田 成人	代表取締役社長 兼最高経営責任者	
橘田 英夫	常務取締役	
柴田 耕志	取締役兼執行役員 (気象防災事業部長)	
齋藤 隆	取締役兼執行役員 (営業統括部長兼気象防災事業部副事業部長)	
加藤 格	取締役	株式会社ＩＨＩ高度情報マネジメント統括本部企画管理部長
山下 守	取締役	株式会社インソース監査役
中川 精二	取締役	
坂巻 伸幸	常勤監査役	
磯本 聡一	監査役	株式会社ＩＨＩ経営企画部主幹
入澤 武久	監査役	弁護士（入澤法律事務所） 栄研化学株式会社社外取締役
中村 明弘	監査役	

1. 取締役のうち、山下守氏および中川精二氏は社外取締役であります。
2. 取締役のうち、山下守氏および中川精二氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役のうち、入澤武久氏および中村明弘氏は社外監査役であります。
4. 監査役中村明弘氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役のうち入澤武久氏および中村明弘氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役（常勤監査役を除く。）と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をしており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	人　数	当期の支払報酬額	株主総会で定められた報酬限度額
取　締　役 （うち社外取締役）	6名 （　2名）	86百万円 （　7百万円）	年額200百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 （　2名）	18百万円 （　7百万円）	年額 36百万円
計	9名	104百万円	年額236百万円

(4) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係および当期における主な活動状況

社外取締役　山下　　守

同氏は株式会社インソースの社外監査役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会18回のすべてに出席しました。取締役会においては、長年にわたり経営に携われた経歴を通じて培われた経験と見識をもとに社外の立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

社外取締役　中川　精二

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会18回のすべてに出席しました。取締役会においては、長年にわたり経営に携われた経歴を通じて培われた経験と見識をもとに社外の立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役　入澤　武久

同氏は栄研化学株式会社の社外取締役であります。同社と当社との間に取引関係はありません。

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会18回中14回に出席、監査役会17回中16回に出席しました。取締役会においては、弁護士としての専門的見地から決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

社外監査役　中村　明弘

当期における主な活動状況といたしましては、当期に開催した取締役会18回のすべてに出席、監査役会17回のすべてに出席しました。取締役会においては、公認会計士としての専門的見地から決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額　25百万円

（注）1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、妥当性や適切性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行なっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合、監査役会の決議により、会計監査人の解任または不再任を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約の締結はいたしておりません。

(6) その他の事項

当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益は、上記(2)に記載する以外にありません。また、会計監査人以外の公認会計士または監査法人が当社の子会社の計算書類の監査をしている事実はありません。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

第1章　目的

①目的

本基本方針は、会社法が規定する（平成17年法律第86号）の規定により取締役会に委任された「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務、ならびに当該株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針を定めることによって、当社グループのコーポレート・ガバナンスの実効を高め、企業価値向上に資することを目的とする。

第2章　取締役・従業員に関する内部統制システム

①取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、職務執行において法令および定款に適合することを確保するため、関連する規程を制定し、取締役・従業員はこれらを遵守する。取締役は、職務執行にあたっては業務の実態に即した実施体制を整備するとともに、職務執行が適正に行われていることを監査するための体制を整備する。

・規程の整備

「明星電気グループ基本行動指針」等、取締役・従業員が法令等、職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを整備する。

・コンプライアンス活動体制

コンプライアンスに関する活動は、「コンプライアンス委員会」が当社グループ共通の活動方針を策定し、各部門の活動計画や全社への教育を通して従業員に展開する。

・活動状況の確認と是正のための体制

各部門の業務の実態を把握し、これを検証・評価することにより、それらの適正を確保するための内部監査制度を設け、各部門から独立した部門である内部監査部門として「内部監査室」を設置し、監査結果について適宜取締役会に報告する。また、内部通報制度として「コンプライアンス・ホットライン」の相談・通報の窓口を社内外に設けることで、自浄作用を発揮し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を整備する。

②情報の保存および保管に関する体制

取締役会は、職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録により保存および保管する場合の管理体制について「文書情報管理基本規程」を整備する。取締役および従業員は、「文書情報管理基本規程」の定めるところにより職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録による方法により保存および保管する。

③リスク管理に関する体制

取締役は、当社グループそれぞれの担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視する。取締役は、当社グループの業務執行に係る種々のリスクとして、リスクの評価・識別・監視の重要性を識別し、適切なリスク管理体制の整備ならびにその運用・評価のための体制を整備する。

取締役は、当社グループのそれぞれの担当部署において、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視するとともに、新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者を定める一方で、当社グループの業績、財政状態および株価に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、取締役会および監査役会に報告する。

④職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催する。また、毎月常勤の取締役ならびに執行役員等が出席する経営会議を開催し、当社の重要事項について審議する。

取締役は、毎期当初に収益性に関する数値目標を含む利益計画の設定を行い、月次で目標の達成状況を確認することによって、取締役の職務の執行の効率性を確保する。

第3章　企業集団における内部統制システム

①企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役は、各種規程を整備し、当社グループを管理・監督・指導する主管部門を定め、グループ企業を含めた当社グループの事業全般に対して、責任あるガバナンスが確保できる体制を整えるとともに、重大な法令違反、その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、遅滞なく取締役会において報告するものとする。

②反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を持たない。また、同勢力からの不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、取締役および関係部署が一致協力して組織的に対応し断固としてこれを拒絶する。

第4章　監査役の適正監査確保に関する内部統制システム

①監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役は，監査役の職務の執行を補助するために監査役事務局を置くことができる。監査役事務局の人事に係る事項は監査役との協議に基づき、取締役会の決定により定める。監査役事務局を置く場合、監査役事務局は監査役の指示に従うものとし、取締役は、監査役事務局の従業員の業務執行者からの独立性の確保および監査役の指示の実効性の確保に留意する。

②監査役の監査に関する事項

監査役は、監査役会において定めた監査の方針等に則り、取締役会等の重要会議に出席するとともに、取締役等から職務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧、社内各部門や重要な子会社の業務および財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査する。

また，監査役が職務執行上必要とする費用は，会社がこれを負担する。

③監査役への報告に関する事項

取締役および従業員は、監査役または監査役会に対して、法律に定める事項、内部監査の結果、内部通報制度による通報の状況および内容、その他全社的に影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとする。

なお、当該報告をした者は報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとする。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は次のとおりです。

① 取締役会を18回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の営業実績等の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。

② 監査役会を17回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令の遵守について監査いたしました。
③ コンプライアンス委員会を４回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス推進体制を見直しました。また、eラーニング等により教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めました。
④ リスク管理委員会を3回開催し、当社グループのリスク評価を行い、その管理および低減に努めました。
⑤ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
⑥ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等に関する事項

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を最重要課題であると認識し、市場環境の変化に耐え得る強靭な経営基盤の確立と財政基盤強化を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分をすることを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は、2011年6月28日開催の第98回定時株主総会において、取締役会決議に基づく剰余金の配当等を可能とする定款変更を行っています。

（注）本事業報告における金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	**6,440,778**	**流動負債**	**2,622,775**
現金及び預金	309,729	買掛金	1,366,979
受取手形及び売掛金	4,923,257	短期借入金	320,765
製品	126,827	リース債務	35,775
仕掛品	543,757	未払金	164,626
原材料及び貯蔵品	487,192	未払法人税等	48,647
前渡金	1,570	未払消費税等	158,990
その他	48,443	前受金	78,539
		製品保証引当金	129,761
		賞与引当金	197,283
		受注損失引当金	8,290
		その他	113,113
固定資産	**3,919,544**	**固定負債**	**2,115,590**
有形固定資産	**(3,491,419)**	リース債務	74,824
建物及び構築物	332,163	退職給付に係る負債	1,296,060
機械装置及び運搬具	247,524	環境対策引当金	15,400
土地	2,537,889	再評価に係る繰延税金負債	729,305
リース資産	110,687		
建設仮勘定	4,766	**負債合計**	**4,738,365**
その他	258,388	(純資産の部)	
無形固定資産	**(21,420)**	**株主資本**	**3,943,465**
その他	21,420	資本金	2,996,530
		利益剰余金	954,385
投資その他の資産	**(406,704)**	自己株式	△7,449
投資有価証券	105,655	**その他の包括利益累計額**	**1,678,491**
退職給付に係る資産	30,875	土地再評価差額金	1,664,999
繰延税金資産	243,354	退職給付に係る調整累計額	13,491
その他	45,689		
貸倒引当金	△18,870	**純資産合計**	**5,621,956**
資産合計	**10,360,322**	**負債・純資産合計**	**10,360,322**

(注) 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年4月 1日から
2019年3月31日まで）

科目		金額	
		千円	千円
売上高			6,653,170
売上原価			5,190,218
売上総利益			1,462,951
販売費及び一般管理費			1,171,486
営業利益			291,464
営業外収益			
	受取利息	1,547	
	受取配当金	6	
	受取賃貸料	17,011	
	為替差益	3,062	
	その他	4,926	26,554
営業外費用			
	支払利息	5,239	
	株式管理費用	10,835	
	支払手数料	11,154	
	固定資産除売却損	1,662	
	その他	2,920	31,813
経常利益			286,206
特別損失			
	減損損失	8,883	
	特別損失合計		8,883
税金等調整前当期純利益			277,323
法人税、住民税及び事業税			46,476
法人税等調整額			△25,844
法人税等合計			20,632
当期純利益			256,690
親会社株主に帰属する当期純利益			256,690

（注） 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2018年4月 1日から
2019年3月31日まで）

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円
当期首残高	2,996,530	691,517	△6,306	3,681,741
当期変動額				
剰余金の配当				－
親会社株主に帰属する当期純利益		256,690		256,690
自己株式の取得			△1,143	△1,143
土地再評価差額金の取崩		6,177		6,177
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－
当期変動額合計	－	262,867	△1,143	261,723
当期末残高	2,996,530	954,385	△7,449	3,943,465

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	1,209	1,671,177	10,142	1,682,529	5,364,271
当期変動額					
剰余金の配当					－
親会社株主に帰属する当期純利益					256,690
自己株式の取得					△1,143
土地再評価差額金の取崩		△6,177		△6,177	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,209	－	3,348	2,138	2,138
当期変動額合計	△1,209	△6,177	3,348	△4,038	257,685
当期末残高	－	1,664,999	13,491	1,678,491	5,621,956

（注） 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

(2019年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	**6,410,633**	**流動負債**	**2,626,171**
現金及び預金	267,999	買掛金	1,371,866
受取手形	57,043	短期借入金	320,765
売掛金	4,866,213	リース債務	35,775
製品	126,827	未払金	174,254
原材料	482,754	未払費用	97,314
仕掛品	543,757	未払法人税等	48,438
貯蔵品	4,437	未払消費税等	156,864
前渡金	1,570	前受金	78,539
前払費用	29,898	預り金	11,804
未収入金	24,421	製品保証引当金	129,761
その他	5,708	受注損失引当金	8,290
		賞与引当金	190,297
		その他	2,200
		固定負債	**2,130,737**
固定資産	**3,945,612**	リース債務	74,824
有形固定資産	**(3,491,419)**	退職給付引当金	1,311,206
建物	325,051	環境対策引当金	15,400
構築物	7,112	再評価に係る繰延税金負債	729,305
機械及び装置	246,039		
車両運搬具	1,485		
工具・器具及び備品	258,388		
土地	2,537,889	**負債合計**	**4,756,908**
リース資産	110,687	(純資産の部)	
建設仮勘定	4,766	**株主資本**	**3,934,337**
無形固定資産	**(21,273)**	資本金	2,996,530
ソフトウエア	20,065	利益剰余金	945,257
その他	1,208	利益準備金	213,827
		その他利益剰余金	731,429
投資その他の資産	**(432,919)**	繰越利益剰余金	731,429
投資有価証券	105,655	自己株式	△7,449
関係会社株式	20,000	**評価・換算差額等**	**1,664,999**
前払年金費用	31,285	土地再評価差額金	1,664,999
繰延税金資産	249,264		
その他	45,584		
貸倒引当金	△18,870	**純資産合計**	**5,599,337**
資産合計	**10,356,246**	**負債・純資産合計**	**10,356,246**

(注)　記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2018年4月 1日から
2019年3月31日まで）

科　　目	金　　額	
	千円	千円
売　　上　　高		6,653,170
売　　上　　原　　価		5,211,601
売　上　総　利　益		1,441,568
販売費及び一般管理費		1,144,215
営　　業　　利　　益		297,353
営　業　外　収　益		
受　　取　　利　　息	1,547	
受　取　配　当　金	6	
受　取　賃　貸　料	17,191	
為　　替　　差　　益	3,062	
そ　　の　　他	4,920	26,727
営　業　外　費　用		
支　　払　　利　　息	5,239	
支　払　手　数　料	11,154	
株　式　管　理　費　用	10,835	
固　定　資　産　除　売　却　損	1,662	
そ　　の　　他	2,920	31,813
経　　常　　利　　益		292,267
特　　別　　損　　失		
減　　損　　損　　失	8,883	
特　別　損　失　合　計		8,883
税引前当期純利益		283,384
法人税、住民税及び事業税		47,193
法　人　税　等　調　整　額		△25,844
法　人　税　等　合　計		21,349
当　　期　　純　　利　　益		262,035

（注）　記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年4月 1日から
2019年3月31日まで）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	2,996,530	213,827	463,216	677,044	△6,306	3,667,269
当期変動額						
剰余金の配当				－		－
当期純利益			262,035	262,035		262,035
自己株式の取得				－	△1,143	△1,143
土地再評価差額金の取崩			6,177	6,177		6,177
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－		－
当期変動額合計	－	－	268,212	268,212	△1,143	267,068
当期末残高	2,996,530	213,827	731,429	945,257	△7,449	3,934,337

	評価・換算差額等			純資産合計
	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円
当期首残高	1,209	1,671,177	1,672,386	5,339,656
当期変動額				
剰余金の配当				－
当期純利益				262,035
自己株式の取得				△1,143
土地再評価差額金の取崩		△6,177	△6,177	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,209	－	△1,209	△1,209
当期変動額合計	△1,209	△6,177	△7,386	259,681
当期末残高	－	1,664,999	1,664,999	5,599,337

（注） 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

明星電気株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　秀　之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　梨　洋　一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明星電気株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明星電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

明星電気株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　井　上　秀　之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　梨　洋　一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明星電気株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役内部監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況にについて報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日　　明星電気株式会社　監査役会

常勤監査役　坂巻伸幸　㊞
監査役　磯本聡一　㊞
社外監査役　入澤武久　㊞
社外監査役　中村明弘　㊞

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を最重要課題であると認識し、市場環境の変化に耐え得る強靭な経営基盤の確立と財政基盤強化を図りつつ、収益状況を勘案しながら利益配分をすることを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1)　配当財産の種類

金銭

(2)　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金10円

なお、この場合の配当総額は132,726,320円となります。

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月20日

第２号議案　取締役7名選任の件

取締役（高田成人、橘田英夫、柴田耕志、齋藤隆、加藤格、山下守、中川精二）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※1	池山正隆（いけやま まさたか）（1960年1月4日生）	1984年 4月　石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社ＩＨＩ）入社 2008年 4月　同 航空宇宙事業本部防衛システム事業部開発部長 2011年 4月　同 航空宇宙事業本部防衛システム事業部副事業部長 2013年 4月　同 航空宇宙事業本部防衛システム事業部事業部長 2016年 4月　同 執行役員 航空宇宙事業本部副本部長 2017年 4月　同 執行役員 航空・宇宙・防衛事業領域副事業領域長 2019年 4月　同 航空・宇宙・防衛事業領域副事業領域長(2019年6月退職予定) 当社 社長補佐（現任）	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	橘田英夫（きつだひでお） （1958年7月27日生）	1981年 4月　日産自動車株式会社入社 2000年 7月　石川島播磨重工業株式会社（現　株式会社ＩＨＩ）入社　株式会社アイ・エイチ・アイ・エアロスペース（現 株式会社ＩＨＩエアロスペース）出向 2004年 7月　同 防衛技術部防衛装備室長 2007年 4月　同 防衛技術部長 2012年 4月　同 営業部長 2013年 6月　同 取締役 営業部長 2014年 7月　同 取締役 2016年 4月　当社 社長補佐 2016年 6月　同 取締役 2018年 6月　同 常務取締役（現任）	13,400株
3	柴田耕志（しばたこうじ） （1960年2月21日生）	1987年 4月　当社入社 2003年 4月　同 技術本部特機技術部長 2005年 7月　同 環境計測事業統括部副部長 兼 環境計測技術部長 2006年 6月　同 執行役員 環境計測事業統括部副部長 兼 環境計測技術部長 2006年10月　同 執行役員 技術開発本部副本部長 2007年 8月　同 執行役員 技術開発本部副本部長 兼 SEグループ長 兼 営業本部副本部長 2009年 6月　同 取締役 兼 技術開発本部長 2013年 4月　同 取締役 執行役員 技術本部長 2014年 4月　同 取締役 執行役員 気象防災事業本部副本部長 兼 気象・管制事業部長 2016年 4月　同 取締役 執行役員 気象防災事業本部長 兼 気象・管制事業部長 2017年 4月　同 取締役 執行役員 気象防災事業部長（現任）	11,300株
4	齋藤隆（さいとうたかし） （1962年10月14日生）	1985年 4月　当社入社 2003年 4月　同 営業本部環境計測営業部長 2005年 7月　同 環境計測事業統括部長 2006年 6月　同 執行役員 営業本部副本部長 兼 環境計測事業統括部長 2010年 6月　同 取締役 営業本部長 2014年 4月　株式会社ＩＨＩ営業本部関西支社副支社長 2017年 4月　当社 理事 営業統括部長 兼 気象防災事業部副事業部長 2017年 6月　同 取締役 執行役員　営業統括部長 兼 気象防災事業部副事業部長（現任）	6,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	加藤（かとう） 格（ただし） （1968年12月15日生）	1991年 4月　石川島播磨重工業株式会社（現 株式会社ＩＨＩ）入社 2009年 4月　同 契約法務部 プロジェクト審査グループ 主幹 2011年 4月　株式会社ＩＨＩエスキューブ 通信ネットワーク副事業部長 2014年 4月　株式会社ＩＨＩ ＩＣＴ企画グループ担当部長 2016年 4月　同 高度情報マネジメント統括本部管理部長 2016年 6月　当社 取締役（現任） 2017年 4月　株式会社ＩＨＩ 高度情報マネジメント統括本部企画管理部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ＩＨＩ　高度情報マネジメント統括本部企画管理部長	－
6	山下（やました） 守（まもる） （1948年2月14日生）	1973年 4月　日本電気株式会社入社 2000年 7月　同 第一ソリューション営業事業本部第三官庁システム事業部長 2004年 4月　同 航空宇宙・防衛事業本部長 2005年 4月　同 執行役員兼航空宇宙・防衛事業本部長 2007年 6月　日本アビオニクス株式会社取締役 2008年 4月　日本電気株式会社執行役員常務 2009年 4月　日本アビオニクス株式会社取締役執行役員常務 2010年 6月　同 代表取締役執行役員社長 2015年 6月　当社 取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社インソース　監査役	－
7	中川（なかがわ） 精二（せいじ） （1949年4月13日生）	1972年 4月　富士通株式会社入社 2003年 6月　同 特機システム本部長 2006年 6月　同 経営執行役 兼 特機システム事業本部長 兼 株式会社富士通システム統合研究所代表取締役社長 2007年 6月　同 経営執行役 兼 特機システム事業本部長 兼 株式会社富士通システム統合研究所代表取締役社長 兼 富士通特機システム株式会社　代表取締役社長 2016年 6月　当社 取締役（現任）	－

（注）1.　※印は新任の候補者であります。

2.　候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。

(1) 加藤格氏は、株式会社ＩＨＩにおいて高度情報マネジメント統括本部企画管理部長を務めており、同社は当社と取引関係があります。

(2) その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3.　候補者の当社の親会社等における地位および担当

(1) 当社の親会社又は当社の親会社の子会社（当社を除く。）の業務執行者であるときの地位および担当

加藤格氏は、当社の親会社である株式会社ＩＨＩにおいて高度情報マネジメント統括本部企画管理部長を務めております。

(2) 過去5年間に親会社又は当社の親会社の子会社（当社を除く。）の業務執行者であったときの地位および担当

① 池山正隆氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社ＩＨＩにおける業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。

② 橘田英夫氏の過去5年間での当社の親会社の子会社である株式会社ＩＨＩエアロスペースにおける業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。

③ 齋藤隆氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社ＩＨＩにおける業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。

④ 加藤格氏の過去5年間での当社の親会社である株式会社ＩＨＩにおける業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。

4. 取締役との責任限定契約について

当社と加藤格氏、山下守氏および中川精二氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。加藤格氏、山下守氏および中川精二氏が選任された場合は、当社は引き続き同各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 新任取締役候補者の選任理由

池山正隆氏は、高い倫理観・公正性などの人格要素を備え、株式会社ＩＨＩにおいて、執行役員を務めるなど長年にわたり同社の経営に携わられ経営に関し豊富な経験と知識を有していることから取締役候補者としました。

6. 山下守氏および中川精二氏は社外取締役候補者であります。

7. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

・山下守氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は日本電気株式会社において執行役員を、日本アビオニクス株式会社で代表取締役執行役員社長を務めるなど、長年にわたり経営に携わられており、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験と見識をもとに当社の経営に対する適切な監督を行っていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート･ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

・中川精二氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は富士通株式会社において経営執行役を、富士通特機システム株式会社で代表取締役社長を務めるなど、長年にわたり経営に携わられており、その経歴を通じて培われた経営の専門家としての経験と見識をもとに当社の経営に対する適切な監督を行っていただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート･ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。

(2) 社外取締役候補者が当社社外取締役に就任してからの年数

・山下守氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年間であります。

・中川精二氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年間であります。

(3) 独立役員に関する事項

当社は、山下守氏および中川精二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第３号議案　監査役1名選任の件

監査役 中村明弘氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
中村明弘（なかむらあきひろ） （1957年8月19日生）	1985年10月　監査法人中央会計事務所入所 （現 PwCあらた有限責任監査法人） 1994年10月　同 監査法人国際部マネージャー 1997年12月　中村会計事務所入所（現任） （現 みその税理士法人） 2007年 6月　当社監査役（2012年6月まで在任） 2015年 6月　当社監査役（現任）	―

（注）1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 中村明弘氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

中村明弘氏は、過去に当社の社外監査役を5年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また、公認会計士・税理士として専門的な知識・経験等を有していることから、社外監査役候補者とするものであります。

(2) 社外監査役候補者が過去に当社の役員であったことがあることについて

中村明弘氏は、2007年6月から2012年6月まで当社の社外監査役を務めておりました。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社と中村明弘氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。中村明弘氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

(4) 社外監査役候補者が当社社外監査役に就任してからの年数

中村明弘氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年間（2007年6月から2012年6月までの期間を通算して9年間）であります。

(5) 独立役員に関する事項

当社は、中村明弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以　上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net

2. 議決権行使のお取扱いについて

(1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 議決権の行使期限は、2019年6月18日（火曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されているパスワードおよび議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1) 画面の解像度が　横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

(2) ＷｅｂブラウザおよびＰＤＦビューアがインストールされていること。

ＯＳ	Ｗｅｂブラウザ	ＰＤＦビューア
Microsoft Windows 7	Internet Explorer 11(32bit)	Adobe Reader ＸＩ
Microsoft Windows 8.1	Internet Explorer 11(32bit)	Adobe Reader ＸＩ
Microsoft Windows 10	Internet Explorer 11(32bit)	Adobe Acrobat Reader DC

※Microsoft Windows およびInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe, Acrobat および Readerは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

(3) ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。

(4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

(5) スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00 ）

2. その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引のある証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

［電話］　0120（782）031　（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

【株主総会についてのお問合せ先】
電話　0270-32-1111

【会場へのご案内】
会　場　豊洲IHIビル低層棟3階研修室

住　所　東京都江東区豊洲三丁目1番1号

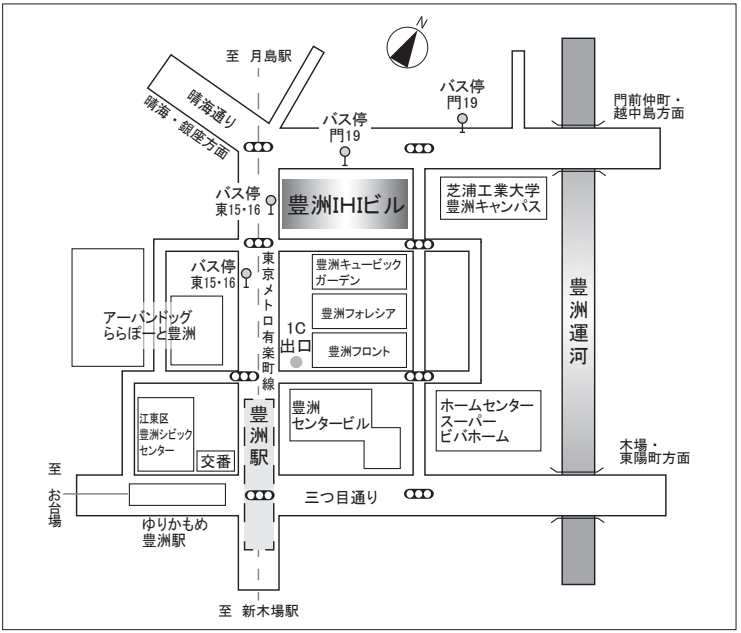

【最寄駅・バス停留所】

最寄駅	東京メトロ有楽町線	豊洲駅 1C 出口より徒歩5分
	新交通ゆりかもめ	豊洲駅 北口より徒歩7分
最寄のバス停	都営バス	東15系統または東16系統 ＩＨＩ前 下車すぐ
		門19系統 豊洲一丁目またはＩＨＩ前 下車すぐ